

(市街化区域 ・ 市街化調整区域)

事前協議書

都市計画法開発許可 ・ 要否判定
 都市計画法道路判定（施行令第25条第2号及び第4号判定）
 都市計画法立地判断（新築・増築・用途変更）
 建築基準法道路位置の（指定・廃止） 可不可判定
 その他（）
（該当するものを○で囲むこと）

岸和田市まちづくり推進部建設指導課

開発者住所氏名								TEL		
開発等の区域の名称		岸和田市								
設計者住所氏名		担当者								
開発等の区域面積								TEL		
用途地域地区		m ²						予 の 定 建 概 築 物 要	用途	
宅造規制区 域		風致地区		生産緑地		その他			戸 数	戸
内	外	内	外	内	外				階 数	階
									高 さ	m
接 続 道 路		(種類) 国道・府道・市道・私道 (建基法第 条 項 号)								
		(名称) (幅員)						m		
		(種類) 国道・府道・市道・私道 (建基法第 条 項 号)								
		(名称) (幅員)						m		
水 路		有 ・ 無				里 道		有 ・ 無		
排 水 流 末								都市計画施設		
土地の登記事項 証明書の地目		宅地・雑種地・農地・山林 その他（ ）				農地転用許可等について		有 ・ 無		
土 地 の 現 況		建築物の有無		有 ・ 無		建築物があるときは その用途				

注) 上記□の中の事項について記入してください。

受 付

有効期限	返却日（令和 年 月 日）から1年
備 考	

別表（添付図書）

種類	明示すべき事項等	縮尺	都市計画法 開発許可	都市計画法 道路判定	道路位置指定	調整区域で の建築等
位置図	方位 開発等の予定地（朱線で囲む） 周辺土地利用状況	1/2,500 以上	○	○	○	○
現況図	方位 開発等の区域、境界（朱線で囲む） 土地の地番、形状、地盤高、断面 開発区域に含まれる公共施設及び 都市計画施設の位置、形状	1/500 以上	○	○	○	○
土地利用計画図	方位 開発等の区域、境界（朱線で囲む） 計画公共施設の位置、形状 予定建築物の用途、規模、位置	1/500 以上	○		○	○
排水計画平面図	雨水、雑排水、汚水の経路	1/500 以上	○		○	○
造成計画平面図 断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面、地盤高 切土又は盛土の別（切土：黄色、盛土：赤色） 擁壁の位置	1/500 以上	○		○	○
地籍図（公図）	色分け（申請地：黄色、里道：赤、水路：青）		○	○	○	○
土地の登記事項証明書			○	○	○	○
予定建築物の平面図 立面図		1/100 程度	○			○
市街化調整区域の 場合に求める資料	S45年当時の土地の地目及び建物の有無がわかる資料 （例：土地・建物の登記事項証明書、 固定資産税評価証明、航空写真等）					○
その他必要と 認める資料			○	○	○	○

＜注意事項＞

- この事前（相談・協議）書は法に基づく申請に先だてあらかじめ開発等の計画の概要について、市長と協議し、指導を受けるものです。
- 開発指導をしようとする者は、この協議書に必要事項を記入の上、別表に掲げる図書を添付してください。
- 法に基づく申請は、この協議書に定められた有効期間内に行ってください。万一、有効期間を経過した場合、事前（相談・協議）書効力がなくなることがありますので十分注意してください。
- この事前（相談・協議）書の有効期間は、市が事前（相談・協議）をお返却した日から起算して1年です。
- この事前（相談・協議）の内容が法令の改正により新しい法令に抵触することになったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前（相談・協議）を必要とする場合があります。
- この事前（相談・協議）が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。